

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【公表番号】特表2016-503053(P2016-503053A)

【公表日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-549338(P2015-549338)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/24 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

A 6 1 K 8/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/24

A 6 1 Q 11/00

A 6 1 K 8/22

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のpHを有する過酸素化合物を含有する第1成分と、

第2のpHを有するピロリン酸の2以上の塩の混合物を含有する第2の成分とを、含有し、

前記第2のpHが第1のpHより高くかつ10.0未満であり、

第1の成分と第2の成分とを組合せた時に、第1の成分と第2の成分がpH7.5~8.5を有する歯・ホワイトニング組成物を形成し、

第1の成分のpHが7.0以下であり、

および第2の成分がピロリン酸四ナトリウムおよびピロリン酸二ナトリウムを20:1~1:20の比率で含有する二成分オーラルケアシステム。

【請求項2】

第2の成分がピロリン酸四ナトリウムおよびピロリン酸二ナトリウムを17:1~1:17の比率で含有する請求項1記載のオーラルケアシステム。

【請求項3】

第1の成分と第2の成分を組合せた時に、約pH8.0を有する歯・ホワイトニング組成物を形成する請求項1または2記載のオーラルケアシステム。

【請求項4】

第1成分が1%未満の遷移金属イオン、金属酸化物(例えば二酸化チタンまたは二酸化マグネシウム)を含有する請求項1~3のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項5】

第1成分が0.1%未満の遷移金属イオン、金属酸化物(例えば二酸化チタンまたは二酸化マグネシウム)を含有する請求項1~4のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項6】

第1成分が遷移金属イオン、金属酸化物(例えば二酸化チタンまたは二酸化マグネシウム)を実質上有さない請求項1~5のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 7】**

第1成分のpHが1.0～7.0である請求項1～6のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 8】**

第1成分のpHが4.0～7.0である請求項1～7のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 9】**

第1成分のpHが4.0～6.8である請求項1～8のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 10】**

第1成分のpHが4.5～5.5である請求項1～9のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 11】**

第1成分のpHが4.8～5.2である請求項1～10のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 12】**

第1成分のpHが約5.0である請求項1～11のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 13】**

第2の成分のpHが7.1～9.0未満である請求項1～12のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 14】**

第2の成分のpHが7.5～9.0未満である請求項1～13のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 15】**

第2の成分のpHが7.5～8.5である請求項1～14のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 16】**

第2の成分のpHが約8.0である請求項1～15のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 17】**

過酸素化合物が過酸化物、過ホウ酸塩、過炭酸塩、過硫酸塩、過リン酸塩、過珪酸塩、過酸およびそれらの組合せの一つ以上から選択される請求項1～16のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 18】**

過酸素化合物が過酸化物である請求項1～17のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 19】**

過酸素化合物が過酸化水素である請求項1～18のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 20】**

過酸素化合物が歯ホワイトニング組成物の総重量に基いて0.01～20重量%の量で存在する請求項1～19のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 21】**

過酸素化合物が歯ホワイトニング組成物の総重量に基いて0.01～10重量%の量で存在する請求項1～20のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 22】**

過酸素化合物が歯ホワイトニング組成物の総重量に基いて0.01～7.5重量%の量で存在する請求項1～21のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

**【請求項 23】**

過酸素化合物が歯ホワイトニング組成物の総重量に基づいて0.01~3重量%の量で存在する過酸化水素である請求項1~22のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項24】

歯ホワイトニング組成物がマウスウォッシュである請求項1~23のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項25】

第1のpHが酸性であり、

第2のpHはアルカリ性であり、

第1および第2の成分の組合せのpHがアルカリ性であり、

第2の成分が緩衝剤の働きをし、

第1および第2の成分の組合せが第2の成分のpH以下であるpHを有する請求項1~24のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項26】

第1の成分の粘度が第2の成分の粘度より小さい請求項1~25のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項27】

第1の成分の粘度が第2の成分の粘度と同じである請求項1~26のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項28】

歯をホワイトニングする方法において使用するためのものであって、方法が

過酸素化合物を含有し第1のpHを有する第1の成分と、

第2のpHを有するピロリン酸の2以上の塩の混合物を含有する第2の成分とを、組み合わせ、

その際に第2のpHが第1のpHより高くかつ10.0未満であり、

これによりpH7.5~8.5を有する歯-ホワイトニング組成物を形成し、

第1の成分のpHが7.0以下であり、

および第2の成分がピロリン酸四ナトリウムおよびピロリン酸二ナトリウムを20:1~1:20の比率で含有する請求項1~27のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項29】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて5分以内に歯に適用される請求項1~28記載のオーラルケアシステム。

【請求項30】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて3分以内に歯に適用される請求項1~29のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項31】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて2分以内に歯に適用される請求項1~30のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項32】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて1分以内に歯に適用される請求項1~31のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項33】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて30秒以内に歯に適用される請求項1~32のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項34】

歯-ホワイトニング組成物が第1の成分と第2の成分とを組合せて15秒以内に歯に適用される請求項1~33のいずれかに記載のオーラルケアシステム。

【請求項35】

請求項1~27のいずれかに記載の二成分オーラルケアシステムの歯のホワイトニングのための使用。